

毎週火、金曜日発行（旧休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### ○告示

教育職員の免許状の授与

結核予防法による医療機関の指定

道路の区域変更

道路の供用開始

土地改良区の成立

新たに行なうとする土地改良事業の認可

土地改良区の定款変更の認可

健康保険法による保険医療機関の指定

○教育告示 臨時教育委員会の招集

○公告 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施

五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地

高等学校教諭二級 昭三八高一

普通免許状 郡第五号

松田美喜代

鳥取県東伯町

郡東伯町

鳥取県告示第六百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開 設 者

鳥取県告示第六百六十三号  
教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第

昭和三十八年十一月二十三日 大津医院

倉吉市福吉町一、大津 鎮雄

鳥取県告示第六百六十五号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係区面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年十二月二十四日

道 路 類 別	路 線 名	区 間	前 後 方 向	区 域 變 更	數 地 メ ートル	地 内 員 員	延 メ ートル	備 考
県 道 上 北 条 線	倉吉市下古川字宮の下二一六の一 から 同 市井手畠字来源寺四八五の一 まで	二、五七七、〇	前	倉吉市下古川字宮の下から 同 市井手畠字来源寺まで	九〇〇、〇			

鳥取県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和三十八年十二月二十四日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係区面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
県 道 上 井 北 条 線	倉吉市下古川字宮の下から 同 市井手畠字来源寺まで	

鳥取県告示第六百六十七号

倉吉市福富一一九番六地 福井勝茂ほか二十三人の者から申請のあつた北谷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条の規定により、昭和三十八年十二月二十四日成立した。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十八号

佐野井手土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十八年十二月二十四日認可した。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十九号

00965

(第3種郵便物用)

4

本田 医院 米子市横原  
当徳診療所 表  
白 本 医院 西伯船名科医米原へ因  
荒木 " 口鶴第三園町大字石見庄一丸 全体  
横原歯科医院 八頭郡智頭町河原11-1-204 選科  
横原 兼久 "

本田 傅 田尾川十八番十一号 1丁目 表  
内林 本田 傅 田尾川十八番十一号 1丁目 表  
川田  
荒木 桜木櫻次郎 " 1丁目 1丁目  
十日田 齢科診療  
点数表

本田 傅 田尾川十八番十一号 1丁目 表  
内林 本田 傅 田尾川十八番十一号 1丁目 表  
川田  
荒木 桜木櫻次郎 " 1丁目 1丁目  
十日田 齢科診療  
点数表

第3491号 火曜日 鳥取県公報 第3491号 火曜日 鳥取県公報

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十一月二十日

鳥取県教育委員会教頭職

職務主任和心田大和

1 会場 昭和三十八年十一月二十日 午後十一時

1 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教頭室

II 講題

1 国民十九年度鳥取県立高等学校生徒募集要綱の

決定について

## 公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第2条の規定に基づく農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。

昭和三九年12月24日

鳥取県知事 石破二朗

00966

(第3種郵便物用)

認

第3491号

昭和38年度農業改良普及員資格試験  
及び生活改良普及員資格試験実施要領

### 1 試験期日

昭和39年2月2・9日から3月2日まで

毎日午前9時から午後4時30分まで

### 2 試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

### 3 受験出願書類受付期限

昭和39年1月20日まで(1月20日の消印のあるも

のは、有効とする。)

### 4 受験出願書類提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農政企画課

(封筒に「受験願書在中」と朱書すること。)

### 5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、8(受験資格)の(1)又は(5)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業

区	分	必 須 項 目	選 択 項 目
8(受験資格) の(1)又は(5)に 該当する者	農業改良普 及員資格試 験	物 芸 虫 種 業 生 家 料 学 造 利 良	農 業 方 法 教 育 經 營 作 國 植 物 病 理 昆 蟲 育 畜 畜 畜 養 產 業 地 肥 化 製 水 改 良

明する学校長の証明書を添付すること。)	農業に關する正規の課程を修めて卒業した者
(5) 受験有資格者であることを証明する書類（別記様式3号）	(1) 受験願書（別記様式第1号）
(6) 身体検査書（県立保健所の長又は官公立病院の長の証明を受けたものでなければならない。）	(2) 覆墨書（別記様式第2号）
7 受験手数料	(3) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺判で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
(1) 受験願書に500円の鳥取県収入証紙を貼付すること（証紙に消印をしないこと。）ただし、県外の受験希望者は、現金を現金書留で送付してもよい。	(4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書（修得単位又は修得単位見込数を証明するもの）
8 受験資格	6 出願書類
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）において農業（生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者うち試験実施期日から起算して1年内に卒業見込みの者又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において	(1) 受験願書（別記様式第1号）
（2）学校教育法第109条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財團法人農民教育協会鶴淵学園若しくは学校法人自由学園最高等学校第2部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修課程（昭和36年農林省告示第1,360号）による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者うち試験実施期日から起算して1年内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財團法人農民教育協会高等農事講習所、旧全國農業高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）若しくは専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46	(2) 覆墨書（別記様式第2号）

昭和38年12月24日 火曜日 鳥取県報公

第3491号

昭和38年12月24日 火曜日 鳥取県報公

号)により農業に関する学科目の検定に合格した者、

旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により農業に

関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和34年農林省告示第416号)による研修課程を修了した者

(3) 旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関(1)及び(2)に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中学校令による中等学校その他の

これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中学校令による中等学校、旧実業学校令(明治30年勅令第29号)による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件(昭和18年勅令第109号)施行以前の師範教育令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校、旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校若しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)

若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくは(4)のイの職務に従事した者

### 出生記録登記簿農業公認会員登記簿

### 第三回

7 調理実習、食品加工	6
8 被服実習	4

備考  
左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にわたつて右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

### (6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

専門科目	単位数
1 家政学原論	2
2 被服学、衣料学	4
3 食品学、栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学、家庭経済学、家政関係	4
6 育児学、家庭教育学、衛生学	2

00971

昭和38年12月24日 火曜日 第3491号 報公県取鳥日

11 昭和38年12月24日 火曜日 第3491号 報公県取鳥日

を有する団体において、当該在職期間と同一期間  
試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみな  
す。

## 9 合格者の発表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を県公報によ  
り公表するとともに合格者に通知し合格証書を交付す  
る。

## 10 その他

(1) 試験に關し不正行為があつた場合は試験を停止し、  
又はその合格を無効とする。

(2) 試験に關す詳細は、鳥取県農林部農企画課に照  
会すること。(郵便で照会する場合、返信用切手を  
同封すること。)

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので、関  
係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏名

鳥取県知事 氏名殿 記

## 受験願書

500円の  
鳥取県收入  
記入して  
送付(捺印)  
ること

## 別記様式第1号(日本工業規格B5)

ふりがな 氏名 本籍	年 月 日 生 性別
現住所	学歴
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
職歴	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

## 別記様式第2号(日本工業規格B5)

履歴書	受験資格證明書
職名 氏名	年 月 日 生

- 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所  
2 試験研究に従事した期間及び勤務場所  
3 教育に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

所属長職名  
氏名

(印)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

(印)